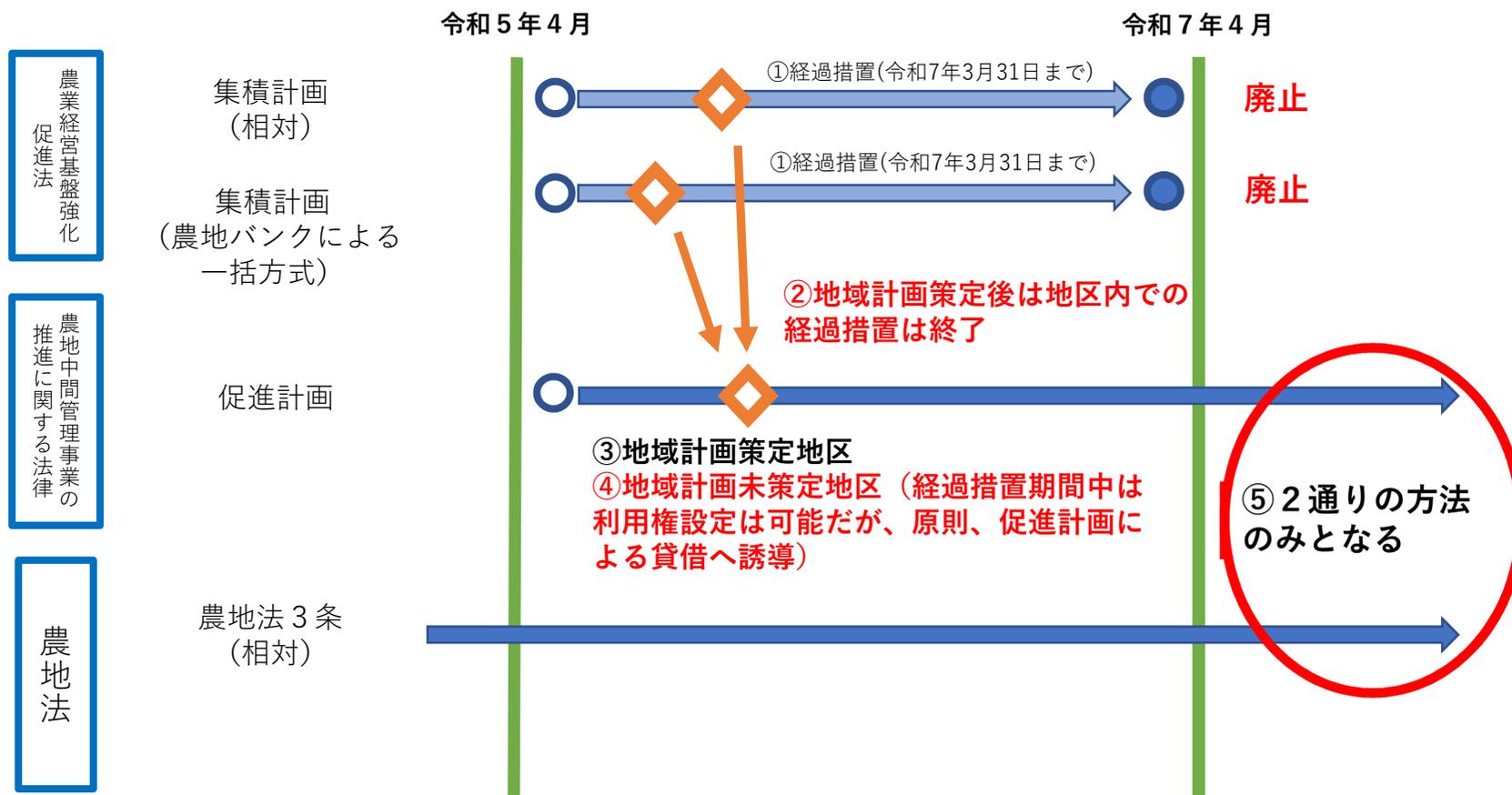


## 令和7年4月から農地の貸借方法が変わります

農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤強化法」）による農用地利用集積計画に基づく「出し手」、「受け手」の相対による、貸借の手続きができなくなります。

- 令和7年3月で、基盤強化法（相対）による新たな農地の貸借契約はできなくなり、令和7年4月以降の契約方法は「農地法」と「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下、「農地バンク法」）の2種類となります。
- なお、基盤強化法（相対）による契約は、契約期間満了後は、農地法・農地バンク法のいずれかへ、貸借契約移行の手続きをしていただく必要があります。

# 新たに農地貸借を設定する手続きの考え方



※ 令和7年3月31日までに基盤強化促進法により相対で利用権が設定されている場合は、令和7年4月以降も契約期間終了まで貸借契約は有効です。